

令和 8 年 9 月

お客さま各位

中南信用金庫

各種預金規定の改正について

当金庫は、手形小切手の振出期限及び他金融機関が支払地となる手形小切手の預金入金を令和 8 年 9 月 30 日をもって終了いたします。

それに伴い、令和 8 年 10 月 1 日より以下の規定を改正いたします。

1. 改正する規定について

当座勘定規定（一般用・専用約束手形用）、約束手形用法、為替手形用法、小切手用法	自由金利型定期預金(大口定期)規定
普通預金規定	自動継続自由金利型定期預金(大口定期)規定
無利息型普通預金規定	変動金利定期預金規定
貯蓄預金規定	自動継続変動金利定期預金規定
納税準備預金規定	定額複利預金規定
通知預金規定	自動継続定額複利預金規定
自由金利型定期預金(期日指定定期)規定	積立定期預金規定
自動継続自由金利型定期預金(期日指定定期)規定	積立式期日指定定期預金規定
自由金利型定期預金(M 型)（スーパー定期)規定	定期積金(スーパー積金)規定
自動継続自由金利型定期預金(M 型)（スーパー定期)規定	

2. 改正内容

改正内容は「各種規定の新旧対照表」をご確認ください。改正後の規定は令和 8 年 10 月 1 日以降に当金庫ホームページの「当座勘定規定等」によりご確認ください。

以上



当座勘定規定(一般用)

新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人及び支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (4) (略) (中略) 7. (手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) ～ (3) (略) 8. (手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3) ～ (7) (略) (中略) 19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができますものとします。</u> (2) (略) (以下略)	1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) ～ (4) (略) (中略) 7. (手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) ～ (3) (略) 8. (手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) ～ (7) (略) (中略) 19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとします。 (2) (略) (以下略)

当座勘定規定(専用約束手形口用)

新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人及び支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (4) (略) (中略) 7. (手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) ～ (3) (略) 8. (手形用紙) (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出して</u> <u>ください。</u> (2) ～ (6) (略) (中略) 16. (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) (略) (以下略)	1. (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2) ～ (4) (略) (中略) 7. (手形の支払) (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 (2) ～ (3) (略) 8. (手形用紙) (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) ～ (6) (略) (中略) 16. (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) (略) (以下略)

約束手形用法

新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)

新	旧
3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
(以下略)	(以下略)

為替手形用法

新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
1. ～3. (略)	1. ～3. (略)
4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。	4. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
(以下略)	(以下略)

小切手用法

新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
1. (略)	1. (略)
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>ただし、振出日が令和8年10月1日以降であるもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u>	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
(以下略)	(以下略)

普通預金規定、無利息型普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)
3. (証券類の受入れ)	3. (証券類の受入れ)
(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。	(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入

新	旧
<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) (以下略)	れます。 (2) ～ (5) (略) (以下略)

通知預金規定、定期積金(スーパー積金)規定

新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) (以下略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) (以下略)

定額複利預金規定、自由金利型定期預金(期日指定定期)規定、自由金利型定期預金(大口定期)規定、自動継続自由金利型定期預金(大口定期)規定

新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
1. ～2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) (以下略)	1. ～2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) (以下略)

変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、自動継続定額複利預金規定、積立定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金(期日指定定期)規定、自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定、自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定

新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
1. ～3. (略) 4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を 預入日とします。 <u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形ま たは小切手は受入れません。</u> (2) (略) (以下略)	1. ～3. (略) 4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を 預入日とします。 (2) (略) (以下略)

積立式期日指定定期預金規定

新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
1. ～5. (略) 6. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を 預入日とします。 <u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形ま たは小切手は受入れません。</u> (2) (略) (以下略)	1. ～3. (略) 4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を 預入日とします。 (2) (略) (以下略)

以上